

新製品・新技術開発費補助金交付までの流れ

《流れ》		《書類等》
1 申請受付 6月30日期限	提出	1 葛飾区新製品・新技術開発費補助金交付申請書（第1号様式） 2 葛飾区新製品・新技術開発事業計画書（第2号様式） 3 企業概要（第3号様式） 4 グループ企業の場合はグループ構成表（第4号様式） 5 個人事業主の場合は、開業届の写しまたは直近の確定申告書（第一表、第二表）の控えの写し2年分 6 前年度の法人住民税納税証明書、個人事業主の場合は葛飾区の特別区民税納税（非課税）証明書（区外在住の場合は特別区民税納税（非課税）証明書及び居住地の区市町村民税納税（非課税）証明書）※領収書は不可 7 その他事業説明に必要な資料 ※《起業家支援》は上記書類のほかに創業5年未満を証明できるものとして、登記簿の写し等の書類を提出すること。 ※《産学連携支援》は上記書類のほかに連携した開発事業であることを証明できるものとして、業務提携に係る契約書類等の写しを提出すること。
審 査 会 7月下旬から8月上旬頃、申請各企業から開発内容を説明していただきます。 審査委員からの質疑応答に答えられるよう準備をお願いします。		
2 審査結果 通知	決 定	葛飾区新製品・新技術開発費補助金交付決定通知書（第5号様式）
	却 下	葛飾区新製品・新技術開発費補助却下通知書（第6号様式）
審査の結果により、上記書類を送付		
3 開発初期経費の支出	提出 (任意)	補助金交付決定を受けた補助対象事業者に、開発初期経費として交付決定金額の2分の1の額を交付します。以下の書類の提出が必要です。 1 葛飾区新製品・新技術開発費補助金初期経費請求書（第7号様式） 2 支払金口座振替依頼書
4 事業実績 報告書提出	提出	事業完了後（複数年にわたるものは3月下旬まで）に提出してください。 1 葛飾区新製品・新技術開発事業実績報告書（第11号様式） 2 葛飾区新製品・新技術開発事業に要した経費の請求書等の写し 3 葛飾区新製品・新技術開発事業に要した経費の領収書の写しまたは支払金額を確認できる書類 ※必要に応じて実績報告前に開発状況の中間検査を求める場合があります。
審 査 会 3月中旬～下旬頃、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しているかの審査を行います。 審査委員からの質疑応答に答えられるよう準備をお願いします。		

5 補助金額 確定	確 定	1 葛飾区新製品・新技術開発費補助金額確定通知書（第 13 号様式） 2 葛飾区新製品・新技術開発費補助金精算書兼請求書（第 14 号様式） 3 支払金口座振替依頼書
	交付取消	葛飾区新製品・新技術開発費補助金交付決定取消通知書（第 15 号様式）
審査の結果により、上記書類を送付		
6 請求書提出	提 出	1 葛飾区新製品・新技術開発費補助金精算書兼請求書（第 14 号様式） 2 支払口座振替依頼書
		補助金交付

特別な事情が生じた場合の手続き

事業内容の変更

- ・申請によって認定された事業が開発中で変更する必要がある場合は、葛飾区新製品・新技術開発事業計画変更届（第 8 号様式）を提出してください。
※事業変更の可否は通知書により通知します。
決定 葛飾区新製品・新技術開発事業計画変更決定通知書（第 9 号様式）
却下 葛飾区新製品・新技術開発事業計画変更却下通知書（第 10 号様式）

事業の中止

- ・葛飾区新製品・新技術開発費補助金交付決定通知を受けた事業者が、補助決定年度内に事業が完了しない場合、又はやむを得ない理由で事業を中止せざるを得ない場合は、速やかに葛飾区新製品・新技術開発費補助辞退届（第 12 号様式）を提出してください。